

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

医師及び歯科医師の通修の運用について（通達）

標記について、別添のとおり通知があったので、下記により実施されたい。

なお、医師及び歯科医師の通修の運用について（通達）（海幕衛第230号。29.6.26）は廃止する。

記

1 趣 旨

この通達は、医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の通修の基準及び
手続等を定めるものである。

2 通修の基準

(1) 通修の対象者

- ア 部隊、機関等（病院を除く。）に勤務する医師等
- イ 病院に勤務する医師等で、管理者（俸給の特別調整額に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第8号）に基づき、俸給の特別調整額が支給されている官職を占める者をいう。以下同じ。）に該当しないもの。
- ウ 病院に勤務する医師等で、管理者である者が専門医資格の取得または更新のため通修を必要とする場合

文 書 管 理 情 報			
文 書 管 理 者	海幕衛生企画室長	開示	
一 元 的 な 管 理 に 有 する 者	海幕衛生企画室長	作成時	○
分 類	文書一通達	区分	1 2 3 4 5 6
作 成 年 月 日	2022.5.30	理由	
取 得 年 月 日			
保 存 期 間	10 年		
保 存 期 間 満 了 日	2033.3.31		
本 紙 を 含 め	4 枚 1 部		
配 布 先	海幕衛生企画室		

(2) 通修先

部内並びに部外の医育機関、公的医療機関及び公的研究機関（以下「公的機関」という。）である施設 1 か所を基本とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

なお、公的医療機関とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定めるもののほか、同法第 7 条の 2 第 1 項各号に規定する者及び医療法施行令第 4 条の 6 に規定する独立行政法人が開設する病院、地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人が開設する病院、地方公共団体が指定管理者に管理を行わせる病院、地方公共団体が出資する公営財団法人が開設する病院を含むものとする。

ア 研究を目的とした通修にあつて、設備等の理由で、主たる通修先だけでは研究が実施できない場合

イ 臨床研修を目的とした通修にあつて、医学の専門化・細分化等の理由で、主たる通修先だけでは研修が実施できない場合

ウ 医師等がやむを得ず公的機関以外へ通修する必要がある場合

(3) 通修期間

1 年以内とし、当該年度を超えないものとする。

(4) 通修日数

海上幕僚長は、当該部隊又は機関等による業務に支障をきたさないと認める範囲並びにその家族に対する医療の確保に支障をきたさない範囲で、次に掲げる区分により、通修を承認するものとする。

ア 医 師

暦日週 2 日以内（自衛隊中央病院に勤務する医師は週 1 日以内）を限度とする。また、医官用フレックス制勤務を活用した兼業を実施する者の通修については、兼業と併せ暦日週 2 日以内を限度（自衛隊中央病院に勤務する医師は週 1 日以内）とする。

イ 歯科医師

暦日週 2 日以内（自衛隊中央病院に勤務する歯科医師は週 1 日以内）を限度とする。ただし、週 2 日とする場合には、技量の維持向上を図るのみならず、自衛隊病院又は衛生科部隊等の能力向上に資する場合に限る。

3 通修承認権者

海上幕僚長

4 通修手続

(1) 申 請

ア 通修を希望する医師等は、別添別紙様式第1により、所属長（海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達（海上自衛隊達第15号。38.2.18）別表第2の左欄の者に対する右欄の者をいう。以下同じ。）を経由して海上幕僚長に申請を行う。ただし、氏名欄は、自署又はこれに加えて本人確認が可能となる記録を行うものとする。

なお、申請に当たっては、送付及び事務手続等を考慮の上、通修開始期日を設定する。

イ 通修申請書の記載事項に変更を生じた場合には、その都度アに準じ新たに申請を行う。

ウ 所属長は、通修先、通修期間、通修日数、通修内容、兼業の有無等をよく検討し、意見を付して承認権者に進達するものとする。

エ 第2項第1号ウ及び第2項第2号アからウに該当する場合には、所属長はその理由を記した副申書を付して進達するものとする。なお、通修先を2か所とする場合については、施設毎に別添別紙様式第1により進達するものとする。

(2) 承 認

ア 海上幕僚長は、通修申請書を審査し、通修が適当と認めた場合には、所属長を通じて、申請者に対し通修の承認を行う。

イ 通修が不適当と認めた場合には、所属長を通じて、申請者に対しその旨を回答する。

5 通修に関する協定の締結

通修する医師等の所属長は、通修先の長との間で別添別紙様式第2により当該通修に係る協定を締結し、通修の申請に際しては協定の写しを付して海上幕僚長に進達する。ただし、協定の締結が困難な場合はこの限りではない。

6 報 告

(1) 通修を実施している医師等は、毎年度ごと定期に、あるいは通修を中止又は終了する場合はその都度、指導者の評価・確認を受けた通修の成果を、別添別紙様式第3により、所属長に報告する。ただし、氏名欄は、自署又はこれに加えて本人確認が可能になる記録を行うものとする。

(2) 所属長は、報告を受けた通修の成果について、定期の場合は翌年度の5月末までに、中止又は終了の場合は当該事象の発生後2か月以内に、意見を付して

海上幕僚長に報告する。

7 通修者に対する監督・指導等

- (1) 所属長は、通修の承認を受けた医師等に別添別紙様式第5による通修実施計画書を作成させ、業務に支障ないことを確認する等、通修の運用が適切に行われるよう監督するとともに、適時指導を実施する。また、管理者に実施させる場合においては、不在中の対応を明確にさせることに留意する。
- (2) 所属長は、通修の実施について、不適切な事象を認めた場合は、改善させるよう努めるとともに、場合によっては、承認を受けた期間であっても、以後の通修を実施させないことができるものとする。

8 その他

通修する医師等は、通修先から報酬を受けてはならない。

添付書類：防人衛第10264号（令和4年5月27日）

写送付先：部内全般

防人衛第10264号
令和4年5月27日

防衛大学校長
防衛医科大学校長 殿
各幕僚長

衛生監
(公印省略)

医師及び歯科医師の通修の運用について（通知）

医師及び歯科医師の通修については、医学知識、医療技術等を常に修得向上させるため、医師及び歯科医師の通修について（通達）（防教衛第6508号。63.12.14。以下「事務次官通達」という。）に基づき実施しているところであるが、その運用に当たっては、令和4年6月1日から下記の基準によられたく通知する。

なお、医師及び歯科医師の通修の運用について（通知）（防人衛第8894号。29.6.6）は、廃止する。

記

1 通修の申請

通修に関する承認権者は、当該医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）が所属する機関等を指揮監督する防衛大学校長、防衛医科大学校長及び各幕僚長並びに人事教育局衛生官とする。

医師等が新たに通修を開始する場合、通修先を変更する場合又は通修期間が終了する通修を継続する場合は、所属長（自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第12条及び自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第2条の2第1項に規定する所属長をいう。以下同じ。）を経由して承認権者に申請するものとする。所属長は、医師等から申請があった場合には、通修先、通修期間、通修日数、通修内容等をよく検討し、意見を付して承認権者に進達するものとする。

なお、申請の様式は、別紙様式第1の通修（通修変更）申請書（以下「通修申請書」という。）を標準とするが、各承認権者において、必要な事項を追加しても差し支えない。ただし、氏名欄は、自署又はこれに加えて本人確認が可能となる記録を行うものとする。



2 通修の承認等

承認権者は、申請を受けた場合は、申請の内容を審査の上、当該医師等の所属長に対し、通修の可否を通知するものとする。承認権者は、申請を承認するに当たり、当該医師等の所属長に対し、通修先の長との間で別紙様式第2により協定を締結するよう指示する。所属長は、当該指示を受けたときは、協定の締結に努め、協定の締結後速やかに協定書の写しを承認権者に送付するものとする。ただし、通修先において、通修の受け入れに関する規程等がある場合又は協定の締結が困難な場合は、あらかじめ承認権者に指示を受けるものとする。

3 通修日数

承認権者は、当該医師等の所属長の進達に基づき、当該機関等における業務に支障を来さないと認める範囲並びに隊員及びその家族に対する医療の確保に支障を来さない範囲で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数を限度として通修を承認するものとする。

なお、実施の細部は、承認権者ごとに定めても差し支えない。

(1) 医師

暦日週2日（自衛隊中央病院に勤務する医師にあつては暦日週1日）

(2) 歯科医師

暦日週2日（自衛隊中央病院に勤務する歯科医師にあつては暦日週1日）。ただし、暦日週2日とする場合には、技量の維持向上を図るのみならず、自衛隊病院又は衛生科部隊等の能力向上に資する場合に限る。

4 通修先

通修先は1か所を基本とする。ただし、研究を目的とした通修にあつては設備等の理由で、臨床研修を目的とした通修にあつては医学の専門化・細分化等の理由で、それぞれ主たる通修先だけでは研修が実施できない場合は、当該主たる通修先に加えて、他の施設にて通修できるものとする。

なお、事務次官通達第2項に定める公的医療機関とは、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定めるもののほか、同法第7条の2第1項各号に規定する者及び医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の6に規定する独立行政法人が開設する病院、地方公営企業及び公営企業型地方独立行政法人が開設する病院、地方公共団体が指定管理者に管理を行わせる病院、地方公共団体が出資する公益財団法人が開設する病院を含む。

5 通修の期間

通修の期間は1回につき1年を限度とし、継続する場合においても毎年

度ごとに申請を行い、承認を受けなければならない。

6 通修成果報告の手続き

- (1) 通修を実施している医師等は、毎年度ごと定期的に、通修を中止又は終了する場合はその都度、通修先の指導者の評価・確認を受けた通修の成果を、所属長を経由して承認権者に報告するものとする。

なお、報告の様式は別紙様式第3を標準とするが、各承認権者が必要な事項を追加しても差し支えない。ただし、氏名欄は、自署又はこれに加えて本人確認が可能となる記録を行うものとする。

- (2) 所属長は、前号の規定により報告を受けた場合は、定期的場合は翌年度の5月末までに、中止又は終了の場合は当該中止又は終了の日の翌日から起算して2か月以内に、意見を付して承認権者に提出するものとする。

7 通修の特例に関する手続き

- (1) 公的機関以外への通修および複数先への通修

所属長は、公的機関以外に通修することが必要であると認める場合又は複数先へ通修することが適当であると認める場合は、通修申請書にその理由を記した副申書を付して承認権者に進達するものとする。

- (2) 管理者の通修

病院に勤務する医師等で俸給の特別調整額に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第8号）に基づき、俸給の特別調整額が支給されることとされている官職を占める者（以下「管理者」という。）が通修を必要とする場合は、通修申請書にその理由を記した副申書を付して進達するものとする。

- (3) 特例の承認に係る報告

前2号に係る通修を承認した承認権者は、前年度分の当該医師等数を5月末日までに別紙様式第4により衛生監へ報告するものとするものとする。

8 通修者に対する監督、指導等

所属長は、通修の承認を受けた医師等に別紙様式第5の通修実施計画書を作成させ、業務に支障をきたさないことを確認する等、通修の運用が適切に行われるよう監督するとともに、適時指導を実施する。また、管理者が通修を実施する場合においては、不在中の対応を明確にさせることに留意する。所属長は、通修の実施において、不適切な行為等があると認める場合は、当該行為等の態様に応じ、改善措置又は通修の中断を命ずることができる。

別紙様式第1

通 修 (通 修 変 更) 申 請 書		
〈承認権者〉 殿 次のとおり通修（通修を変更）したいので、承認されたく申請する。		
所 属 階級（級）		職 名 氏 名
通 修 先	病院等名	
	所 在 地	
	電話番号	
通 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
通 修 日 時	第1日目 曜日 ～	第2日目 曜日 ～
通 修 内 容	目 的	
	主要通修項目	
	通修実施要領	
	新規、継続の別 ☐ 新 規 ☐ 前回からの継続	
指導者確認欄	上記の者が、当施設において、無報酬で研修を行うことを承諾する。 職 名 氏 名	
所属長の意見	職 名 階級（級） 氏 名	
備 考	副申書 有 無	

防衛省・自衛隊に勤務する医師及び歯科医師の通修に関する協定書

〈所属長〉（以下「甲」という。）は、〈所属・階級（級）・氏名〉（以下「通修医師等」という。）が〈公的機関等の名称〉において通修を実施するに当たり、その内容等に関して〈公的機関等の長〉（以下「乙」という。）との間に、以下の事項について、協定を締結するものとする。

- 1 通修期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 2 乙は、通修医師等に対し、その通修のために適切な場所及び機会を提供し、指導に当たるものとする。
- 3 通修医師等は、〈公的機関等の名称〉の諸規則を遵守し、指導者の指示と指導の下に、誠実に指導を受けるものとする。
- 4 通修医師等は、通修上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 乙は、通修医師等に不都合な行為があったと認めた場合には、甲にその旨を通知し、当該通修を停止又は中止することができる。
- 6 本協定により行われる行為の全てに関して、甲、乙、それらの関係者及び通修医師等との間に報酬の授受は行わないものとする。
- 7 本協定の有効期間は第1項に定める通修期間とし、更新又は変更する場合は、改めて協定を締結するものとする。また、甲又は乙から本協定の解消について申し出があったときは、これを解消することができるものとする。
- 8 本協定に定めのない事項が発生した場合については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書は、本書2通を作成し、甲乙双方で署名、押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲〈所属長〉

〈階級（級）〉

○ ○ ○ ○ 印

乙〈公的機関等の長〉

○ ○ ○ ○ 印

通 修 成 果 報 告 書	
〈承認権者〉 殿 次のとおり通修の成果について報告する。	
	所 属 階級（級） 職 名 氏 名
報告の種類	定 期 ・ 中 止 ・ 終 了
報告期間	年 月 日 ～ 年 月 日
通 修 先	病院等名
	所 在 地
	電話番号
成果の概要	
指導者 評価・確認欄	職 名 氏 名
所属長の意見	職 名 階級（級） 氏 名
備 考	

令和 年度 特例による通修の承認件数報告書

		医師	歯科医師
通修の承認件数（全数）			
特例による通修の件数	公的機関等以外への通修		
	複数の公的機関等への通修		
	管理者の通修		
	小計		

通修実施計画書

通修者 _____ 通修先 (連絡先) _____ 通修期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

通算 日数	実施予定日	内 容	所属長 承認欄	通修先 確認欄	備考 (通修の振替状況等)